

## インターンプログラム約款

### 第1条(海外インターンシッププログラム・御予約申込み条項)

申込者は、この海外インターンシッププログラム（以下、「プログラム」という）申込み条項(以下、「本条項」という)を承諾の上、株式会社g-nation(以下、「当社」という)が提供する各種サービス(以下、「プログラム」という)に申し込みます。

### 第2条(契約の申込みと成立)

本条項における「申込み」とは、申込希望者（以下、「申込者」という）が本条項に同意し、当社の提供する海外インターンシッププログラム参加申込書（以下、「申込書」という）または当社HP上のお申込みフォームに所定の事項を入力の上、送信し、その契約を当社が告知の上、第7条に定める海外インターンシッププログラム費用全額を当社が受け取った時に契約が成立します。

### 第3条(拒否事由)

当社は、本条項に基づくプログラムの申込み時に次に定める事由が認められる時は、申込みをお断りすることがあります。

- (1) 日本での学業成績が当社の定める評定平均値に達していない時など、申込者がプログラム参加に適した条件が備わっていないと当社が認めたとき。
- (2) 申込者が未成年または学生である場合、プログラム参加について親権者(両親などの法定代理人)の同意がない時。
- (3) 申込者が希望する教育機関等の定員に入れない可能性がある場合など、客観的にプログラム参加が認められる可能性がないことが明らかな時。
- (4) 申込者が希望するプログラム参加時期の申込手続き期限までに、手続きが完了できない見通しがない時。
- (5) 過去の既往症または現在の心身の健康状態がプログラム参加に不適切であると当社が認めた時。(妊娠等も含む)
- (6) 現地の治安状況、天災地変、戦争、テロ、運輸機関等の争議行為、国際機関・官公庁または公的機関の命令または勧告、感染症の蔓延、その他やむを得ない事情により、当社が申込者の安全を確保できない、あるいはプログラムの実施に障害がある、又はその恐れがあると判断した時。
- (7) 申込者又は申込者の関係者が「暴力団員による不当行為の防止等に関する法律」による指定暴力団及び指定暴力団員等（以下「暴力団」及び「暴力団員」という）又はその関係者、その他反社会勢力である時。
- (8) 当社等又は現地機関に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (9) 申込者が法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがある、又は同行者をした等プログラムの運営に支障をきたす、又はきたすおそれがあると当社が判断した場合。
- (10) 申込者の申込内容に虚偽あるいは重大な漏洩があることが判明した場合。
- (11) その他、しるべき理由により当社及び現地受け入れ機関が不適当と認めた時。

### 第4条(プログラムの範囲)

当社は申込者の希望するプログラムに対し希望渡航先への申込み手続き及び、出発前の情報提供などを行い、別途明示されている場合を除き申込者の希望するインターンシップ先機関等（以下、「研修先」という）への参加保証、また受け入れ先での保証等は行いません。このプログラムに含まれるサービス及び制度は次の通りです。

### (1) 各種手続き（インターンシップについて）

- ①申込み時：当社が提供する研修先へのマッチング（面談設定）、受入に関する手続き等を行います。
  - ・インターンシップに参加するプログラム費用
- a) 学生 110,000円（税込）
- b) 社会人 120,000円（税込）
- 上記費用をインターンシップ先が決定した時点で参加費として頂きます。インターン先との面接が合格であった場合、原則的にプログラムの参加を受けて頂きます。
- ②滞在先手続き：インターンシップ先もしくは当社が滞在先紹介を行います。
- ③滞在先費用の支払い：インターンシップ先、滞在先等への費用の支払い手続きを代行致します。尚、当社WEB上のプログラム料金、研修費、滞在費、雑費等は研修先の都合により、または渡航時期によって変動の可能性があります。
- ④ビザ取得手続き：渡航先でビザが必要となる場合、申込者の責務において申請、取得を行って頂きます。

### (2) 渡航前オリエンテーション

当社では、海外生活に必要な心構え、クレジットカード、保険、電話の利用の仕方など海外生活開始にあたって必要な情報を当社WEBサイト、メルマガ等の当社発行物にて公開している為、未成年者及び当社指定プログラム参加者の場合を除き、特別にオリエンテーションを実施しておりません。希望される場合は無料で行いますが、当社にてオリエンテーションを実施する場合、会場までの交通費等は申込者がご負担ください。

### 第5条(必要書類)

プログラム開始にあたって必要な書類・手続きは予約申込受付確認後、当社より別途ご連絡します。連絡時期や内容は各教育機関や手配先によって事前の告知無く変更があるため、必ずしも申込時にすべての情報があるとは限りません。

### 第6条(旅行保険契約締結義務)

(1) 申込者は、プログラム契約成立後、現地での病気・傷害等に備え申込者がより快適かつ安心して現地での生活を送る為に、原則として当社指定の海外旅行傷害保険契約（以下、「保険契約」という）を締結するものとします。また、保険契約料はプログラム費用には含まれてません。尚、現地滞在中に発生した事故その他災害に関しては当社は一切責任を負いません。

### 第7条(費用)

- (1) プログラム参加費用
  - ①プログラム参加②面談には申込みが必須となり、参加費用は第4条記載。請求書発行後、指定の振込口座へお振込みをお願いします。
  - (2) プログラム費用
    - 希望の研修期間中に必要となる費用(以下、「プログラム費用」という)を算出し、申込み且つ面接に合格した場合、プログラム費用をご請求致します。プログラム費用は、インターンシップ先企業等の事情により予告なしに変更されることがあります。
    - (3) 滞在費用
      - インターンシップ先決定後、インターンシップ先または当社が滞在先紹介を行い、その後滞在費用をオプション費用（追加の場合）とご請求致します。
      - (4) オプション費用
        - 以下の費用は上記1項及び2項の費用には含まれません。また、ご契約成立後かつ予約確定後(第8条)は如何なる理由でも返金されませんので予めご了承ください。
        - ・空港ピックアップ費用
        - ・現地サポート費用

### 第8条（プログラムの確定）

合格通知受け取り時をもって、インターンシップ先の確定を致します。

### 第9条(契約内容の変更)

- (1) プログラム内容の変更
  - ①変更の求めがあった場合、面接の前であれば可能な限り変更の求めに応じます。但し、当社が第三者に対して金銭(違約金、損害賠償、手数料等)を含みますが、これに限らないものとして、以下「美費」と言う)の支払義務を負う場合には、美費をご請求致します。
  - ②渡航後のプログラム内容の変更は如何なる理由でも一切受付しません。また、申込者自身によるプログラムへの参加放棄や変更などにより生じた諸費用については申込者の負担となります。受け入れ先教育機関等から当社へ請求が発生した場合に当社が被る損失や諸費用等を申込者へご請求致しますので予めご了承ください。
  - (2) プログラム開始日の変更
    - プログラム開始日の変更に関しては、研修先決定後は一切変更ができませんので、ご了承ください。

### 第10条(各種機関の実費変更)

各種現地機関(研修先など)の都合による、例えばプログラム費用などの実費変更その他の事情が生じて、当初請求済みの実費のままでプログラム進行が困難になると当社が判断した場合、お支払方法の如何に関わらず、変動による差額をお客様にお支払いいただく場合があります。

### 第11条(プログラム費用等の支払等)

第7条に定められたプログラム費用の支払いは、必ず指定期日までに当社指定の銀行口座にお振込ください。お振込の際の振込手数料はお客様負担となります。指定期日までに入金されない場合、手続きが滞り、希望の出発時期までに手続きが完了できなくなる場合があります。また、当社の責によらない事由でプログラム費用等が変更された場合は、当社の指定する方法で速やかに差額をご精算頂きます。プログラム費用などを概算額で支払っている場合には、支払金額が確定次第、当社の案内に従って当社または支払先と精算を行ってください。

- ・クレジットカード決済・・・クレジットカード決済は受け付けておりません。現金での請求となります。

### 第12条(申込み後の取消と返金)

取消手数料の適用及び下記条件により、差額の追加支払または差額の返金が発生致します。

- (1) 概要
  - ◆申込後にプログラム申込みの手続きを取消する場合は、Eメールを含む書面にて通知するとともに、弊社指定の解約手数料をお支払頂きます。解除の通知を受領した時点で正式の取消として取扱います。
  - ・追加の支払がある場合、弊社指定の金額を指定期日までに弊社にお支払頂きます。
  - ・返金がある場合、返金手続きを進めるのに必要な書類が当社に届いた月の翌月末に取消手数料等を差し引いた金額を申込者指定の口座へお振込にて返金いたします。返金時の振込手数料は申込者の負担とします。また、返金日が金融機関等の休日等に当たる場合、翌営業日の取り扱いとなります。

### (2) 取消手数料規定

◆渡航後及びプログラム開始前であっても取消手数料は当社取消手数料規定に準ずる

### 取消手数料率規程、予定渡航日から起算して

60日前まで50%  
30日前から90%  
当日以降、渡航後、及び無連絡100%が取消手数料率となる。

### ①プログラム費用は、以下の場合のみ全額返金致します。

- ・面接設定をしていない場合（全額を返金）
  - ・企業側から不合格とされ、申込みの取消をした場合（全額返金）
- ②企業側との面接設定が完了後にキャンセルをした場合、プログラム費用は取消規定に沿って返金します。  
③申込みの取消に伴い生じた費用及び損失並びに美費（以下、諸費用等）については、申込者の負担となりますので予めご了承ください。

### 第13条(各種手続の継続ができない場合)

指定期日までに必要書類の提出やプログラム参加に必要な費用等のお支払が完了されない場合など、当社の責にならない事由により各種手続きができなかった場合、第12条の規程に基づく所定の取消手数料をお支払いいただきます。申込の取消に伴い発生する費用及び損失並びに美費については申込者の負担となります。

### 第14条(当社からの取消)

申込者に次に定める事由が生じた場合  
当社は催告の上、本条項に基づくプログラム契約を取消することがあります。その場合第12条の規程に基づく所定の取消手数料をお支払いいただきます。申込みの取消に伴い発生する諸費用及び損失についても申込者の負担となります。

- ①定められた期日までに第5条に定める必要な書類が提出されない時、また、第7条に定める必要なプログラム費用等のお支払いがされない時。
- ②心身の健康状態がプログラム参加に不適切であると当社が認めた時。(既往症等の申告もれによる事後発覚や妊娠等の事後発覚も含む)
- ③申込者が所在不明、または2週間以上もたたり連絡不能又は当社連絡に対する返信が無いなどの場合。
- ④申込者が当社に届け出た、申込者に関する情報に手配不能につながる虚偽あるいは申告漏れのあることが判明した時。
- ⑤申込者が暴力団員又はその関係者、その他反社会勢力であると判明した時。
- ⑥当社等又は現地機関に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと判明した時。
- ⑦申込者が、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ⑧その他、しるべき理由により当社及び現地受け入れ機関が不適当と認めた時。

### 第15条(個人情報保護方針)

当社は、プログラム及び本サービスに申込みされる方のプライバシーを尊重し、申込者の個人情報を超えての定義にしたい利用及び開示を行うものとします。また、個人情報の管理に細心の注意を払い、これを適正に取り扱います。

1. 当社の個人情報の取扱は、個人情報保護方針に基づいて行われます。
2. 個人情報とは、申込者に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述などにより申込者を識別することができるものを言います。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより結果的に申込者個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。
3. プログラム申込者の個人情報は、株式会社g-nation個人情報保護管理責任者が責任を持って管理することとします。
4. プログラムにおける個人情報の利用目的は以下の通りです。当社は申込者の個人情報を必要な範囲内でお預かり致します。
5. プログラム申込者に対するサービス提供
6. 申込み頂いたプログラムに対する手続き及び手配の為に手配先等への個人情報の開示及び提供
7. 求人・求職情報の適切なマッチング（利用者のみ）
8. 当社からのお知らせ、ニュース、アンケート、メルマガ等の配信。
9. 申込者が個人情報の提供を行わなかった場合、プログラムの手配や手続きが滞りたりできなくなったりする場合があります。また、当社サービスを受けれないなど弊害が生じる場合があります。
10. 個人情報の変更、追加や削除を行うことはできます。この場合、1週間以内に当社へ書面にて連絡をお願いします。
11. 個人情報の第三者への開示は、プログラムの申込者の同意を得ずに第三者に開示することは、原則致しません。提供先・提供情報内容を特定した上で、申込者の同意を得た場合に限り開示します。但し、以下の場合には、関係法令に反しない範囲で申込者の同意なく申込者の個人情報を開示することがあります。
12. 申込者が第三者に不利益を及ぼすことと当社が判断した場合。
13. 人の生命、または財産の保護のために必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難である場合。
14. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者の同意を得ることが困難である場合。
15. 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって申込者本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。
16. 裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれに準じた権限を有する機関から、個人情報についての開示を求められた場合。
17. 利用者本人から明示的に第三者への開示または提供の求めがある場合
18. 法令により開示または提供が許容されている場合
19. その他利用者本人へサービスを提供する為に必要であると当社が合理的に判断した場合

本サービス利用企業はこの「個人情報保護方針」に則して個人情報を利用致します。

20.当社が利用目的の達成に必要な範囲内に於いて個人情報の取扱の全部または一部を委託する場合

21.当社の合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

22.免責事項として、以下の場合は、第三者による個人情報の取得に関し、当社は何らの責任を負いません。

23.当社の責によらず申込者本人以外が申込者個人を識別できる情報を入力した場合

24.当社WEBサイトからリンクされる外部サイトに於いて、申込者から個人情報が提供され、またそれが利用された場合。

25.当社は個人情報の取扱の全部または一部を外部に委託する場合があります。委託を行う場合には、充分な個人情報保護水準を確保していることを条件として委託先を選定し、個人情報保護に関する契約を結んだ上で行います。また、当該委託先における管理については必要かつ適切な監督を行います。

26.当社は提供された個人情報を元に、個人を特定できないように加工した利用状況や統計データを作成し、当該情報について何らの制約なく利用することができることとします。なお、この場合の著作権は当社に帰属することとします。

27.当社は個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩などの危険に対して、技術面及び組織面において必要な安全対策を継続的に講じるよう努めています。また、当社は個人情報の保護に関する法令、業界規範、慣習、公序良俗を遵守します。

28.当社は「個人情報保護方針」について内容を継続的に見直し、その改善に努めます。その際には申込者に予告なく変更することがあります。

29.申込者の個人情報についてのお問合わせにつきましては、以下の通りとさせていただきます。また、既に当社プログラムにご登録されている場合、申込者本人が登録された詳細内容の確認などについては、当社までお問合わせください。E-mail: info@nrunit.me

30.申込者は、当社に対してご本人の個人情報の開示など（利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止または消去、第三者への提供の停止）に関して、当社お問合わせ窓口へ申し出ることが出来ます。その際、当社お客様本人を確認させて頂いたうえで、合理的な期間内に対応致します。開示などの申し出の詳細につきましては、下記メールアドレスへお問合わせください。

E-mail: info@nrunit.me

#### 第16条(免責事項)

(1)当社は、次に例示するような当社の責によらない事由により、申込者がプログラムに参加できなかった場合には、責を負いません。  
①申し込んだ研修先、滞在先などが定員に満ちていたり、事情によりプログラム参加ができなかった場合。  
②通信または研修先機関等の事情により研修先の書類等が期日までに届かず出発ができなかった場合。  
③申込者の能力が研修先の研修許可基準に達していないために研修の許可が得られなかった場合。

④申込者がパスポート又はビザや航空券が取得できず渡航延期や取消になった時、又は渡航先国に入国拒否された場合。  
⑤申込者の責において航空券、ビザ、出国及び研修参加に必要な書類を自宅等に忘れたり、紛失した場合。

⑥ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。  
⑦天災、地震、戦争、テロ、ストライキ、陸海空における不慮の災難、その他の不可抗力による場合。

⑧研修先、滞在先で生じたトラブルによる被害・損害  
⑨申込者と第三者において生じたトラブルによる被害・損害  
⑩現地での個人行動による事故、トラブルによる被害・損害、または本約款違反した場合の責任

(2) 渡航後は申込者個人の責任において行動するものとし、法令、公序良俗または研修先や滞在先等の規則等に違反した場合の責任、損害等は申込者個人の負担となり、いかなる場合も当社は責を負いません。また、渡航先において、申込者が事故、食中毒、疾病(心身症等の精神疾患を含む)、盗難などに遭遇した場合の責任、損害等に関しても申込者個人の責任となり、当社は一切の責を負いません。申込者個人の主観によるプログラム及び滞在先の変更やキャンセルをする場合も一切の責を負いません。留学中のスポーツ等による事故は申し込み者本人の責となり、また、特定のスポーツを行うにあたり保険の特約が必要な場合は、申し込み者本人の責において加入手続きを行っていただきます。以上の免責事項に該当する場合、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、既に当社に支払い済みの費用については一切返金されません。

(3)研修先や、滞在先等でのトラブルに関しては如何なる理由があっても弊社では一切責任を負いませんので予めご了承ください。

#### 第17条(損害の負担)

当社は、当社の責によらない事由により申込者が何らかの損害を受けた場合、その責を負いません。

#### 第18条(研修内容等の変更)

当社では、研修先の事情による研修内容の変更、滞在先の変更、その他プログラムに関する内容に関する変更については責を負いません。

#### 第19条(当社の業務責任の範囲)

1.研修機関の研修内容は各機関が独自に企画・運営し提供するものであり、当社が自ら研修に関するサービスの提供及び保証するものではありません。当社の責任は留学期間の斡旋行為に限定されます。  
2.当社は研修機関の斡旋行為にあたり、当社または当社が手配を代行させたものの故意または過失により、お客様に損害を与えた場合、お客様が被られた損害を賠償いたします。

#### 第20条(守秘義務)

当社では、申込者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき、当留学手配の目的以外では一切他に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応及びサポートに備えるためにのみ、当申込書記載内容及び海外留学保険の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

#### 第21条(条項の変更)

本条項は事情により告知なしに変更されることがあります。

#### 第22条(発効期日)

本条項の内容は、2015年9月16日以降に申し込まれる全ての海外インターンシッププログラム申込み契約に適用されます。